

小金井市東児童館事業運営委託プロポーザル審査基準

1 審査基準及び審査項目

別紙「小金井市東児童館事業運営委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

2 審査評価方法

(1) 一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行い、評価点数の合計点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とする。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において、一次審査の項目を二次審査の項目と合わせて審査する。

(2) 二次審査

一次審査で選考された者の中から、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）を行い、評価点数の合計点により候補者及び次点者を決定する。

なお、複数の事業者が同点となった場合は、一次審査における点数が高い事業者を上位とする。

3 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数については、別紙「小金井市東児童館事業運営委託プロポーザル評点票」のとおりとする。

評価基準	説明
特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

4 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その合計点で判定する。

5 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の合計点を集計し、最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、当該事業の内容に適合した履行がされない恐れがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

6 企画提案にあたっての留意事項

(1) 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。

(2) 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。

ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの

ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ その他、設定した条件を満たしていないもの